

さいたま市水道局告示第50号

配水幹線点検業務について、次のとおり事後審査型一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年4月27日

さいたま市水道事業管理者 小島 豪彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

配水幹線点検業務

(2) 履行場所

さいたま市水道局給水区域内（さいたま市水道局指定場所）

(3) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和9年2月15日まで

2 参加形態

単体企業

3 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、次の全てに該当する者であること。

ア 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目「その他の業務」の小分類「漏水調査業務」で掲載されている者

イ 本市内に本店、支店又は営業所を有している者

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間に、さいたま市水道局物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市水道局設定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日において、令和3年度以降、仕切弁等付属設備の点検業務を国又は地方公共団体と契約し、1契約につき200箇所以上の弁栓類（仕切弁、消火栓、排水栓、空気弁等）の点検及び調査を完了した実績を有している者であること。

(5) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがな

されている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

4 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

5 入札説明書等の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システム（以下「情報公開システム」という。）に掲載する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/050/001/002/072/p126986.html>

(1) 交付期間

告示の日から令和8年5月11日（月）まで

(2) 交付費用

無償

6 競争参加資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書の提出を行わなければならない。名簿に記載されている者であっても、受付期間内に提出をしていない者は、入札に参加する資格を有しない。なお、本入札は、さいたま市水道局業務委託事後審査型一般競争入札取扱要綱（令和8年さいたま市水道局制定）に基づき、入札参加資格を開札後に審査する「事後審査型」である。

(1) 提出書類

競争参加資格確認申請書（事後審査型）

(2) 提出方法

原則として電子入札システムにより提出すること。なお、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札参加承認申請書とともに、競争参加資格確認申請書（事後審査型）を郵送、持参又は電子メールにより提出すること。

(3) 受付期間

令和8年4月27日（月）午前9時から令和8年5月11日（月）午後4時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(4) 郵送、持参又は電子メールによる受付場所

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課
契約係

電話 048（714）3080 FAX 048（832）3336

電子メール keiyaku-suido-kanzai@city.saitama.lg.jp

7 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関して質問がある場合は、さいたま市ホームページ（5に同じ）又は情報公開システムから質問書をダウンロードし、次のとおり提出すること。

(1) 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。電子入札システムを利用できない場合は、質

問書を持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

(2) 受付期間

6(3)に同じ

(3) 電子入札システム以外の提出先

6(4)に同じ

(4) 回答方法

仕様書等に関する質問及び回答は、令和8年5月14日(木)までに電子入札システムにおいて行う。電子入札システムを利用できない場合は、電子メール又は文書にて回答する。

8 入札手続等

(1) 入札方法

ア 原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送(一般書留又は簡易書留等)による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間は、令和8年5月15日(金)午前9時から令和8年5月20日(水)午後5時までとする。(郵送の場合は、提出期間内必着とする。)

ウ 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送の場合の入札書の提出先

6(4)に同じ

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年5月21日(木)午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎2階入札室

(4) 入札保証金

さいたま市水道局契約事務規程(平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。)第22条第1項第3号の規定により免除とする。

(5) 最低制限価格

設定する。(最低制限価格を下回る入札をした者は、その業務の再度入札に参加できない。)

(6) スライド条項

履行期間が2年以上の案件については、複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項(賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更)を適用する契約とし、業務ごとに別に定める。

(7) 入札の無効

ア 契約事務規程第27条に該当する入札は無効とする。

イ 8(1)、(2)及び入札説明書の規定に反して提出された入札書は、無効とする。

ウ 最低制限価格を下回る入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

電話 048(714)3080 FAX 048(832)3336

9 入札参加資格の確認

(1) 開札後、予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格で入札を行った者を落札候補者として通知し、落札を保留する。なお、最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格で入札を行った者を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2者以上いるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、提出を指示された日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に、資格確認に必要な次の書類を提出しなければならない。提出方法等は、入札説明書に記載のとおりとする。

ア 事後審査型一般競争入札参加資格等確認申請書

イ 3(4)の条件について証明する契約書の写し及び検査結果通知書等の写し

10 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、提出期限の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に、9(3)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。

(2) 落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、「9 入札参加資格の確認」を準用して新たな落札候補者を決定する。

(3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市水道局物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、「9 入札参加資格の確認」を準用して新たな落札候補者を決定する。

11 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、契約事務規程第6条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

12 入札に関する注意事項

(1) 事後審査型一般競争入札

本入札は、さいたま市水道局業務委託事後審査型一般競争入札取扱要綱（令和8年さいたま市水道局制定）に基づき、入札参加資格を開札後に審査する「事後審査型」である。資格確認用の書類は、落札候補者となった場合のみ提出が必要となる。なお、告示に示す入札参加資格を有しないことが明らかな場合は、本入札には参加できない。

(2) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札には、初度入札で無効とされた者は参加できない。

(3) 入札の辞退

競争参加資格確認申請書の提出後であっても、入札を辞退することができる。

(4) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(5) その他

ア 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

イ 提出された申請書等は、返却しない。

ウ 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、履行場所等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

エ 契約条項等は、さいたま市水道局業務部管財課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/050/001/004/index.html>